

## すべての物質に共通する正規用途（案）

1. 次に掲げる者における学術研究又は試験検査のために用いる場合
  - ・ 国の機関
  - ・ 地方公共団体及びその機関
  - ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校）並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
  - ・ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
2. 薬事法第69条第3項に規定する試験の用途
3. 薬事法第76条の6第1項に規定する検査のために用いる場合
4. 犯罪鑑識のために用いる場合